

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効性の向上に取り組んでおります。また、こうした取組みによる実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

<経営理念>

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の持続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

そのため、まず、経営理念に掲げる考え方について、グループでの共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を「経営理念」に基づき定め、当社グループの全役職員に、これらに基づいた企業活動を行うよう、周知・浸透を図っております。

<行動規範>

- 株主価値の増大に努めると同時に、お客さま、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
- 知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力のある価格で提供する。
- お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
- 「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
- 先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
- 多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なりスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
- 能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<経営理念・中期経営計画・コーポレートガバナンス方針>

- 当社は、経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「I. 1 基本的な考え方」に記載しております。
- また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ(URL: http://www.smfg.co.jp/news/j110016_01.html)に掲載しております。【原則3-1(i)】
- 当社は、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページ(URL: http://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf)に掲載しております。【原則3-1(ii)】

<取締役会>

- 当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会等の体制」の項目にて、取締役のうち2名以上かつ3分の1以上を独立社外取締役として選任することを規定し、開示しております。【原則4-8】
- 当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役の全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性を確保するため、取締役候補者の選定基準及び手続を定めることを規定するとともに、同ガイドラインの参考5として「株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役候補者選定基準」を規定し、開示しております。
- 【補充原則4-11(1)】
- 当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、その職務の執行が同ガイドラインに沿って運用されているかについて毎年、分析・評価を行うことを規定し、開示しております。今年度より取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、来年度の本報告書にその結果の概要を記載する予定です。【補充原則4-11(3)】
- 当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、法令及び社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役及び執行役員に委任することを規定し、開示しております。【補充原則4-1(1)】

<経営幹部等の報酬決定・選任の方針等>

- 当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の報酬等」の項目にて、取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定することを規定し、開示しております。具体的な算定方法等については、本報告書の「II. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。【原則3-1(iii)】

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役候補者及び監査役候補者の選定基準及び手続を定めることを規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの参考5として「株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役候補者選定基準」、参考6として「株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役候補者選定基準」を制定し、開示しております。【原則3-1(iv)】

○当社が経営陣幹部を選任し、取締役候補者及び監査役候補者の指名を行った際の、個々の指名の理由は次の通りです。【原則3-1(v)】

- (1)取締役候補者(2015年6月26日開催の当社第13期定時株主総会で取締役に選任)
- ・奥正之取締役については、2005年に当社取締役会長、及び三井住友銀行頭取に就任し、6年間に亘りトップとして経営を牽引した。2011年以降は、当社取締役会長として取締役会を運営している。取締役としての経歴や実績については申し分なく、高い能力、識見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。
 - ・國部毅取締役については、2007年に当社取締役に就任し、2011年には三井住友銀行頭取に就任。以降、4年間に亘りトップとして経営を牽引しており、当社取締役も8年間務めている。取締役としての経歴や実績については申し分なく、高い能力、識見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。
 - ・伊藤雄二郎取締役については、2011年に当社取締役に就任し、三井住友銀行では、取締役兼常務執行役員、取締役兼専務執行役員、取締役兼副頭取執行役員を歴任。取締役としての経歴や実績については申し分なく、高い能力、識見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。
 - ・荻野浩三取締役については、2013年に当社取締役に就任し、三井住友銀行では、常務執行役員、取締役兼専務執行役員を歴任。取締役としての経歴や実績については申し分なく、高い能力、識見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。
 - ・寺本敏之取締役については、2015年に当社専務執行役員に就任し、三井住友銀行では、法人営業部長を経て、執行役員就任後は、法人審査第一部長、法人部門副責任役員、融資管理部と企業審査部担当のホールセール部門副責任役員、企業調査部副担当役員、信託部担当の投資銀行部門副責任役員を歴任。経歴や実績については申し分なく、高い能力、識見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。
 - ・谷崎勝教取締役については、2015年に当社専務執行役員に就任し、三井住友銀行では、市場部門の各部長を経て、執行役員就任後は、情報システム企画部長、システム統括部長、システム統括部、事務統括部・事務推進部、市場決済部の副担当役員を歴任。経歴や実績については申し分なく、高い能力、識見を備え、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。
 - ・野村晋右取締役については、法曹の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と企業法務をはじめとする法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
 - ・アーサー M. ミッチェル取締役については、国際法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
 - ・河野雅治取締役については、外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
 - ・桜井恵理子取締役については、会社経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。

(2)監査役候補者(2015年6月26日開催の当社第13期定時株主総会で監査役に選任)

- ・三上徹監査役については、三井住友銀行において、2006年以降9年間に亘り法務部長を務めた。金融実務における豊富な経験、高い知見を有しており、かつ、当社監査役として、当社の事業に関する深い関心を持ち、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

<取締役・監査役>

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する等の取締役及び監査役のトレーニングの方針を規定し、開示しております。【補充原則4-14(2)】

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、社外役員の独立性に関する基準を定め、開示することを規定しています。本規定を受け、同ガイドラインの参考7として「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、開示しております。【原則4-9】

[社外役員の独立性に関する基準]

当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)が独立性を有すると判断するためには、現在または最近(※1)において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

(1)主要な取引先(※2)

- ・当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ)である場合は、その業務執行者。
- ・当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(2)専門家

- ・当社・株式会社三井住友銀行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間100万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- ・当社・株式会社三井住友銀行から、多額の金銭その他の財産(※3)を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の

専門サービスを提供する法人等の一員。

(3)寄付

当社・株式会社三井住友銀行から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

(4)主要株主

当社の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者(過去3年以内に主要株主またはその業務執行者であった者を含む)。

(5)近親者(※4)

次に掲げるいずれかの者(重要(※5)でない者を除く)の近親者

- ・上記(1)~(4)に該当する者。
- ・当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人。

※1.「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない

※2.「主要な取引先」の定義

- ・当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者:当該者の連結売上高に占める当社・株式会社三井住友銀行宛売上高の割合が2%を超える場合
- ・当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先:当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合

※3.「多額の金銭その他の財産」の定義

当社・株式会社三井住友銀行から、当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産を得ている場合

※4.「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

※5.「重要」である者の例

- ・各会社の役員・部長クラスの者
- ・会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

○当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は、次の通りです。【補充原則4-11(2)】

(1)更正之取締役

花王株式会社社外取締役、株式会社小松製作所社外取締役、中外製薬株式会社社外取締役、パナソニック株式会社社外取締役、南海電気鉄道株式会社社外監査役

(2)宮田孝一取締役

ソニー株式会社社外取締役

(3)國部毅取締役

日本電気株式会社社外取締役

(4)野村晋右取締役

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外監査役、大日本印刷株式会社社外監査役

(5)河野雅治取締役

株式会社ドトール・日レスホールディングス社外取締役

(6)桜井恵理子取締役

ソニー株式会社社外取締役

(7)宇野郁夫監査役

トヨタ自動車株式会社社外取締役、富士急行株式会社社外取締役、小田急電鉄株式会社社外監査役、東北電力株式会社社外監査役

(8)伊東敏監査役

株式会社日清製粉グループ本社社外監査役、日本電気株式会社社外監査役

(9)鶴田六郎監査役

TPR株式会社社外取締役、J.フロントリテイリング株式会社社外監査役

<政策保有株式>

○当社の上場株式における「政策保有に関する方針」は次の通りです。【原則1-4】

- (1)当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。
- (2)保有の合理性が認められる場合は、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。
- (3)政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

○当社の「政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準」は次の通りです。【原則1-4】

- (1)原則として、全ての議案に対して議決権を行使いたします。
- (2)政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。
- (3)利益相反の発生が懸念される場合には、利益相反管理方針に従い、対応いたします。

<その他>

○当社は「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、取締役、監査役及び主要株主等との取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要することを規定し、開示しております。また、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。【原則1-7】

○当社は「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針を規定し、開示しております。【原則5-1】

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,360,718	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	55,116,000	3.89
株式会社三井住友銀行	42,820,924	3.02
NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	32,725,584	2.31
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	26,405,825	1.86
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25,338,302	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	21,712,300	1.53
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	19,704,600	1.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	18,109,699	1.28
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	16,848,201	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(三井住友フィナンシャルグループの位置付け)

当社グループは、傘下子会社において、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。その中において、当社は銀行持株会社として、株式会社三井住友銀行をはじめとする当社のグループ会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。グループ各社の業務運営については、当社グループの経営方針及び基本的計画に則って自主的に行っておりますが、業務上の重要事項につきましては、グループ各社から事前に申請あるいは協議を受けることとしております。

(上場子会社の独立性に係る考え方)

当社グループには、上場子会社として、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、株式会社さくらケーシーエスがごございます。これら上場子会社については、業務上の重要事項について報告を受けるのみとし、一定の独立性を確保しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横山 禎徳	他の会社の出身者													
野村 晋右	弁護士													
アーサー M. ミッチェル	弁護士													
河野 雅治	その他													
桜井 恵理子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 禎徳	○	元 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ディレクター(シニア・パートナー)	会社経営における助言・提言の分野で指導的役割を果たし、会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。

野村 晋右	○	弁護士	法曹の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と企業法務をはじめとする法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
アーサー M. ミッチェル	○	米国ニューヨーク州弁護士 外国法事務弁護士	国際法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
河野 雅治	○	元外交官	外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
桜井 恵理子	○	東レ・ダウコーニング株式会社代表取締役会長・CEO	会社経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	8	0	3	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	8	0	3	5	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない

監査役の人数

6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査結果等について定期的に報告を受ける他、緊密に情報交換を行い、各々の監査の実効性確保に努めております。

また、内部監査部門の監査結果について定期的に報告を受ける他、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宇野 郁夫	他の会社の出身者													
伊東 敏	公認会計士													
鶴田 六郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野 郁夫	○	日本生命保険相互会社名誉顧問	会社経営の分野で指導的役割を果たし、企業経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める独立性に関する基準を満たしていること。
伊東 敏	○	公認会計士	会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計に関する専門的知見を有しており、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
			法曹の分野で指導的役割を果たし、法曹界における豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しており、中立的・客観的な視点から

鶴田 六郎	○	弁護士	監査を行い、経営の健全性確保に貢献することができると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること。
-------	---	-----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	8名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	その他
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

- 1.2010年7月28日決議分(注1)
: 当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員
- 2.2011年7月29日決議分(注1)
: 当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員
- 3.2012年7月30日決議分(注1)
: 当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員
- 4.2013年7月29日決議分(注1)
: 当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員
- 5.2014年7月30日決議分(注1)
: 当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員

(注1) 会社法第361条及び第387条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び監査役(社外監査役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2010年6月29日開催の定時株主総会において決議しております。
 なお、当社の執行役員、並びに株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員に対し、同様に新株予約権を割り当てることとしております。
 また、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を発行することについては、当社取締役会にて決議しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

1. 役員の報酬等の総額(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
 - (1) 取締役(除く社外取締役) 支給人数 10、報酬等の総額 436百万円
(内訳) 基本報酬 318百万円、株式報酬型ストックオプション 31百万円、賞与 86百万円
 - (2) 監査役(除く社外監査役) 支給人数4、報酬等の総額 122百万円
(内訳) 基本報酬 101百万円、株式報酬型ストックオプション 20百万円、賞与 -
 - (3) 社外役員 支給人数 6、報酬等の総額 43百万円
(内訳) 基本報酬 43百万円、株式報酬型ストックオプション -、賞与 -

(注)1.取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。

2.役員報酬限度額は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、取締役が年額480百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)、監査役が年額180百万円以内と決議されております。
また、株式報酬型ストックオプションに関する役員報酬限度額は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、従来の取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)が年額200百万円以内、監査役(社外監査役を除く)が年額80百万円以内と決議されております。

2. 役員ごとの連結報酬等の総額等(単位:百万円)

(1)奥正之(取締役) 連結報酬等の総額 122

(内訳)会社区分 当社

基本報酬 86

株式報酬型ストックオプション 10

賞与 26

(2)宮田孝一(取締役) 連結報酬等の総額 129

(内訳)会社区分 当社

基本報酬 69

株式報酬型ストックオプション 8

賞与 22

(内訳)会社区分 株式会社三井住友銀行

基本報酬 21

株式報酬型ストックオプション 1

賞与 4

(3)國部毅(取締役) 連結報酬等の総額 129

(内訳)会社区分 当社

基本報酬 21

株式報酬型ストックオプション 1

賞与 4

(内訳)会社区分 株式会社三井住友銀行

基本報酬 69

株式報酬型ストックオプション 8

賞与 22

(注)連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「最高の信頼を通じて、日本・アジアをリードし、お客さまと共に成長するグローバル金融グループ」を目指すという10年後を展望したビジョンに基づいた当社の経営計画に沿って役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度としては、役員の報酬等の構成を、「基本報酬」「賞与」「株式報酬型ストックオプション」としてしております。

基本報酬は役員としての職務内容・業務実績等を勘案し、賞与は、年度の業績評価や役員個人の短期並びに中長期的な観点での職務遂行状況等を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外とした上で、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、2008年6月27日並びに2010年6月29日に開催の定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査に基づき適正な報酬水準を定め、社外取締役を委員長とする当社の報酬委員会による審議を経て、決定しております。なお、監査役の報酬については、2008年6月27日並びに2010年6月29日に開催の定時株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については取締役会事務局である総務部が、また社外監査役については監査役の専任スタッフである監査役室が、それぞれサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(現状の体制の概要)

・当社は監査役制度を採用しております。

・役員は取締役13名、監査役6名の体制となっております。

・経営から独立した社外からの人材の視点を取り入れることは、経営の透明性を高めるうえで重要と考えております。従来から取締役3名、監査役3名の計6名を社外役員として選任してはりましたが、今後の事業展開を見据え、ダイバーシティを確保しつつ、より多くの「社外の視点」を経営に取り入れる観点から、2015年6月26日より、取締役5名、監査役3名の計8名に増員しております。社外役員8名全員が、

当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を満たすとともに、当社が上場している東京、名古屋の各金融商品取引所の定める独立性の要件を満たしております。

- ・取締役会は原則として月1回開催されております。取締役会の議長には取締役会長が就任し、業務全般を統括する取締役社長との分担を図っております。
 - ・取締役会の機能を補完するため、取締役会には、「監査委員会」、「リスク管理委員会」、「報酬委員会」及び「人事委員会」という4つの内部委員会を設け、社外取締役がすべての内部委員会の委員（監査委員会及び報酬委員会は社外取締役が委員長）に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。
- さらに、社外取締役は、これら以外にも必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受けるなど、適切な連携・監督を実施しております。

○監査委員会(原則四半期に1回開催)

グループ全体の内部監査に関する重要な事項を審議します。

○リスク管理委員会(必要に応じて随時開催)

グループ全体のリスク管理及びコンプライアンスに関する重要な事項を審議します。

○報酬委員会(必要に応じて随時開催)

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議します。

- ・報酬及び賞与に関する事項
- ・その他報酬に関する重要事項

○人事委員会(必要に応じて随時開催)

当社及び株式会社三井住友銀行の取締役に関する次の事項等を審議します。

- ・取締役候補者の選定に関する事項
- ・役員取締役の選任及び代表取締役の選任に関する事項
- ・その他取締役の人事に関する重要事項

- ・監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の分担等に従い、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当部署や子会社との意思疎通、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社取締役の職務執行状況の監査を実施しております。
- ・社外監査役は、取締役会に出席し、取締役や内部監査担当部署等から報告を受けるほか、社内の監査役とも情報交換を行い、必要に応じて会計監査人から情報収集を行なうなど、適切な監査を行なうための連携強化に努めております。

(業務執行)

取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は取締役社長が主宰し、取締役社長が指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行しております。さらに、グループ経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、グループ経営会議を構成する役員に内部監査担当部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、株式会社三井住友銀行については、当社の取締役13名(うち社外取締役5名)のうち、7名が同行の取締役を兼務することを通じて、業務執行状況の監督を行っております。また、当社の直接出資子会社のうち、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社及び株式会社日本総合研究所の3社については、当社の取締役が各社の取締役に就任し、業務執行状況の監督を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が、適切に監査機能を発揮し、監査役会は、その決議をもって、監査方針を定めるなどして、監査の適切性・効率性を高めるものとしております。

取締役のうち2名以上かつ3分の1以上を独立した社外取締役として選任することとしているほか、取締役会の機能を補完するために設けている4つの内部委員会のすべての委員に社外取締役が就任することなどにより監督機能の強化を図っております。また、取締役は13名(社外取締役を含む)であり、機動的な取締役会の開催が可能となっております。

監査役による監視・検証機能を重視し、役員取締役経験者またはそれに準ずる者の常勤監査役への選任、複数の独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計・法務に関する知見を有する社外監査役(公認会計士・弁護士)の選任のほか、監査役から経営者への提言等を含めた意見交換を定期的実施するなど、監査役監査の実効性向上を図っております。

こうした体制により、適切なガバナンス機能および意思決定の迅速化のいずれも確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催の第13期定時株主総会の招集通知は6月5日(法定期日の3営業日前)に発送しました。また、当社ホームページにも6月1日から掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	2003年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに株主総会招集通知の英訳を掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知(和文及び英訳)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び中間決算発表後に、決算概況や経営戦略に関する機関投資家・アナリスト向け説明会を実施しております。また、上記のほかにも、個別の事業戦略に関する説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的(頻度は年数回)に海外IRを実施しているほか、国内外において証券会社主催のコンファレンス等でプレゼンテーションも実施しております。また、国内においても、海外機関投資家・アナリストとの個別面談・グループ面談を日常的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算情報、適時開示資料・プレスリリース、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会関連資料、投資家説明会資料等の各種財務・IR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専担部署として、企画部内にIR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、CSRの定義を「事業を遂行する中で、(1)お客さま、(2)株主・市場、(3)社会・環境、(4)従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」と定め、ステークホルダーの立場を尊重したCSR活動を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSRへの取組みを強化するため、「グループCSR委員会」を設置するほか、企画部内に「グループCSR室」を設置するとともに、CSRの中長期的な重点課題を「環境」「次世代」「コミュニティ」と定め、それぞれの課題解決に向けた取組みを行っております。例えば、環境への取組みについては、環境リスクへの対応や環境ビジネスの推進などの本業を通じた取組みのほか、ISO14001認証に基づく自らの環境負荷軽減や役員による環境保全活動などを実施しております。CSR活動の具体的な内容は、ホームページ、CSRレポート及びディスクロージャー誌などに公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に	当社は、お客さま、株主、投資家の方等、全てのステークホルダーに当社を正しく理解・評価い

係る方針等の策定

ただけるよう、企業・経営情報の自主的な開示に努めており、これらについて「ディスクロージャーポリシー」として定めています。

その他

<女性の活躍の方針・取組に関して>

当社では、人事制度の5つの柱のひとつに「ダイバーシティの本質を理解した『個』の重視と自己実現を通じての従業員活力を向上させること」を掲げ、性別・国籍などを問わず、様々な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでいます。

女性のキャリア形成支援や仕事と家庭の両立支援についても、積極的に取り組んでおり、当社グループ各社にて、育児休業制度、看護休暇制度、短時間勤務制度などにおいて、法定を上回る内容の制度を導入しています。

2008年4月には、三井住友銀行の人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置し、仕事と家庭の両立支援制度を拡充すると共に、幅広い部門における、女性のポスト登用を積極的に進めており、管理職に占める女性の割合も年々増加しています。2014年度からの中期経営計画では、人材の多様性そのものを競争力の源泉とすべく、頭取を委員長とする「ダイバーシティ推進委員会」を新設し、全行的な取組を拡充することとしたほか、女性の管理職の登用比率について、2020年度末までに20%を目標とすることを公表しました。

	男性	女性	女性比率
従業員数	13,087名	12,876名	49.6%
管理職数	4,075名	567名	12.2%
(うち部店長数)	(1,296名)	(58名)	(4.3%)

(株式会社三井住友銀行での登用状況／2015年3月末時点)

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、健全な経営を堅持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による磐石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置づけ、取り組んでおります。

(内部監査体制)

当社は、業務ラインから独立した内部監査担当部署として監査部を設置しております。監査部は、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、取締役会で決定した「内部監査規程」及び「監査基本計画」に基づき、当社各部及びグループ会社に対する内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社の内部監査機能を統括し、グループ各社の内部監査実施状況を継続的にモニタリングすること等を通じ、各社の内部管理態勢の適切性・有効性の検証を行っております。

主な監査結果については、内部監査会議及び社外取締役が委員長を務める監査委員会に対して定例的に報告を行っております。また監査委員会で審議が行われたのち、取締役会へ報告が行われております。

監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(※)の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。また、監査部は、監査役及び会計監査人と、緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

2015年6月末現在の監査部の人員は、65名(株式会社三井住友銀行との兼務者46名を含む)となっております。

※内部監査人協会 (The Institute of Internal Auditors, Inc.(IIA))

内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究及び、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定が主要な活動。

(コンプライアンス体制)

当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて適宜指示を行っております。また、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、総務部が、各部からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当社では、グループとしての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として、内部通報制度を設け、当社グループの全従業員からの通報を受け付ける体制を整備しております。

本制度は、当社グループの役職員による法令等違反及び内部規程に反する行為について、当社グループ従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え外部弁護士も対応しております。

また、当社及び当社子会社の会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正するため、「SMFG会計・監査ホットライン」を開設しております。

(利益相反管理体制)

当社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう、当社または当社のグループ各社における利益相反を適切に管理することを目的として「SMFG利益相反管理方針」を制定しております。同方針に基づき、利益相反管理統括部署が利益相反の一元的な管理を行い、研修・教育等を通じた役職員への周知・徹底等を含め、当社のグループ各社と連携しつつ適切な利益相反管理に必要な体制を整備しております。

(リスク管理体制)

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当社の定めた基本方針に基づいてリスク管理態勢を整備しており、企画部と共にグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理態勢の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。

また、当社では、反社会的勢力との関係遮断を、コンプライアンスの一環として位置付け、総務部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との取引排除に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社においては、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等、当社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りであります。

(1) 基本的な考え方

当社は、「事業の発展を通じて株主価値の永続的な増大を図る」ことを経営理念の1つとして掲げ、株主価値経営を基軸に据えたコーポレートガバナンス体制をとっており、企業・経営情報の適切なディスクロージャーをこした株主価値経営の前提と位置付けています。また当社は、ディスクロージャーを通じた市場との対話・市場の評価を経営にフィードバックすることが、健全なグループ経営推進のためには不可欠であり、ディスクロージャーの充実を通じたお客さま、株主、投資家の方等の信頼の維持・向上こそが株主価値の増大に繋がるものと考えています。

このような基本的な考え方に基づき、当社は「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ホームページにおいて公表しております。また当社は、この「ディスクロージャーポリシー」の精神を具現化するために、情報開示に関する適性性等を協議する「情報開示委員会」を設置するとともに、情報開示を適時適切に実施するための社内規程として「適時開示運用規則」等を整備しております。

(2) 適時開示に係る社内体制

(ア) 情報開示委員会

当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、財務担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適性性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

(イ) 適時開示に関する社内規則

当社は「情報開示規程」を制定し、その中で、情報開示に係る当社の基本姿勢を明確に示す「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社役職員に対しその遵守を義務付けております。

また、当社は、「ディスクロージャーポリシー」に基づいて投資家等の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるように、「適時開示運用規則」を制定し、以下の社内体制を整備しております(別添「三井住友フィナンシャルグループの適時開示に係る社内体制概要図」参照)。

(a) 適時開示に関する情報の把握

適時開示の実施については財務部が担当しております。また当社は、社内及び直接出資子会社における必要な部署を「適時開示情報の各所管部署」として指定し、これらの部署を通じて、当社グループ内の適時開示に関する情報が財務部に的確に集約される体制としております。

(b) 適時開示の実施

「情報開示委員会」での協議結果等に基づいて、財務部が「適時開示運用規則」に定めた手順に従って適時開示を実施しております。

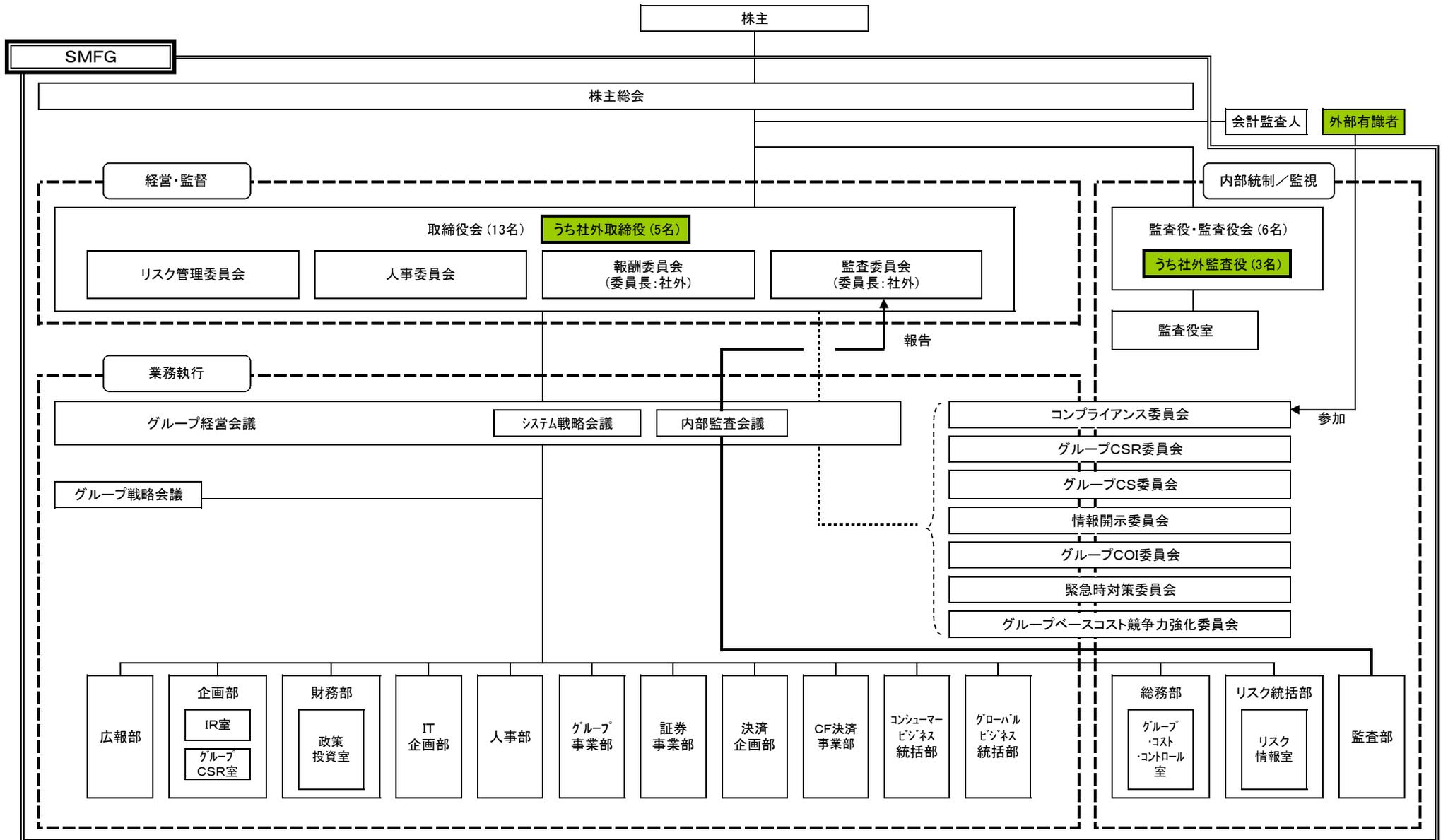
(c) 社内体制の維持・整備

当社は、「ディスクロージャーポリシー」、「適時開示運用規則」等の規程を社内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態としております。また、「適時開示情報の各所管部署」に対して、「会社情報適時開示ガイドブック」の写しを配布するとともに、適時開示に関する勉強会の実施により、適時開示に関する必要な情報の周知徹底を図っております。こうした取組みを通じて、社内体制の維持・整備に努めております。

(ウ) 内部監査の実施

内部監査部門が、適時開示に係る社内体制の適切性及び有効性を検証し、その結果については取締役会等へ報告する体制としております。

SMFG 経営管理体制・組織図



【三井住友フィナンシャルグループの適時開示に係る社内体制概要図】

